

第3章 対策の基本項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する」および「区民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活および経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する予定である。区は、都と協力してサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者および区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供およびコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解すること

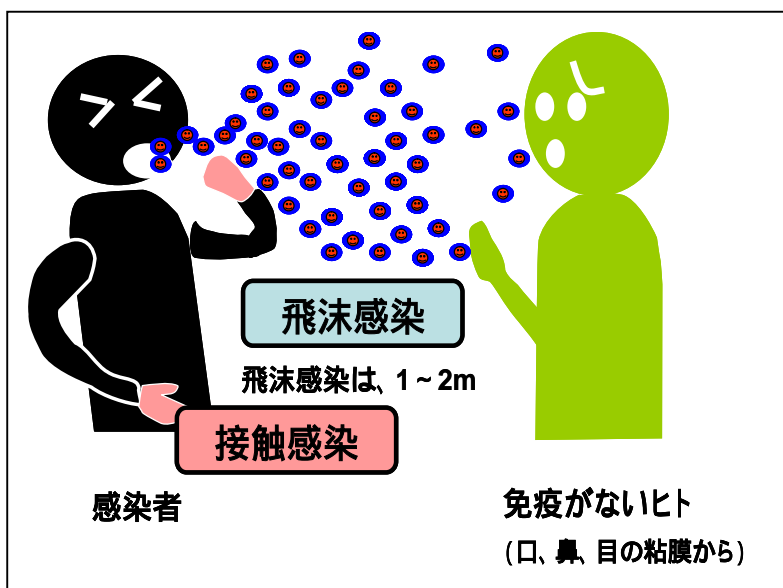
で、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、区報、メール、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

< 感染予防策 >

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、区内における感染状況、予防策および発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力や区報、メール、ホームページ、ツイッター等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府が特措法第 32 条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に応じ、区民や事業者等に予防策の徹底などを呼び掛ける。

区に在住または滞在する外国人に対しては、外国語版広報紙の活用やボランティア団体などの協力を得て、情報提供する。

また、高齢者や障害者に対して、関係機関等の協力を得て情報提供する。

ウ 報道発表

区対策本部設置後は、本部が発表する新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「練馬区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。

具体的には、本部がプレス発表を行う際、区対策本部報道部門が本部報の番号を付番する。

また、区全体の対応を分かり易くするため、練馬区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

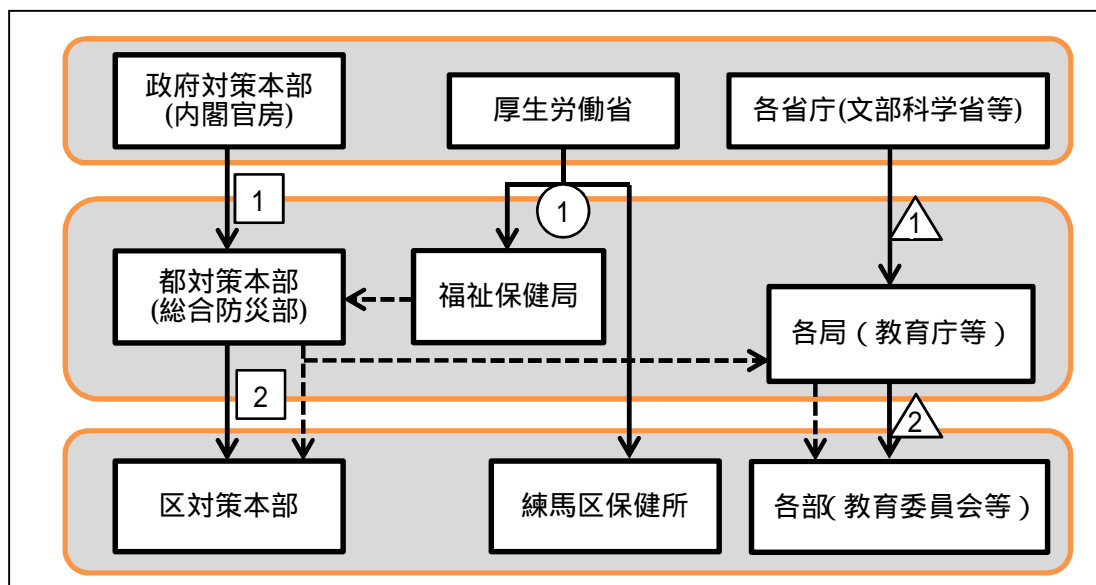
エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷および風評被害を惹起しないよう留意する。また、公表する範囲については、都と調整する。

(3) 区における情報の流れ

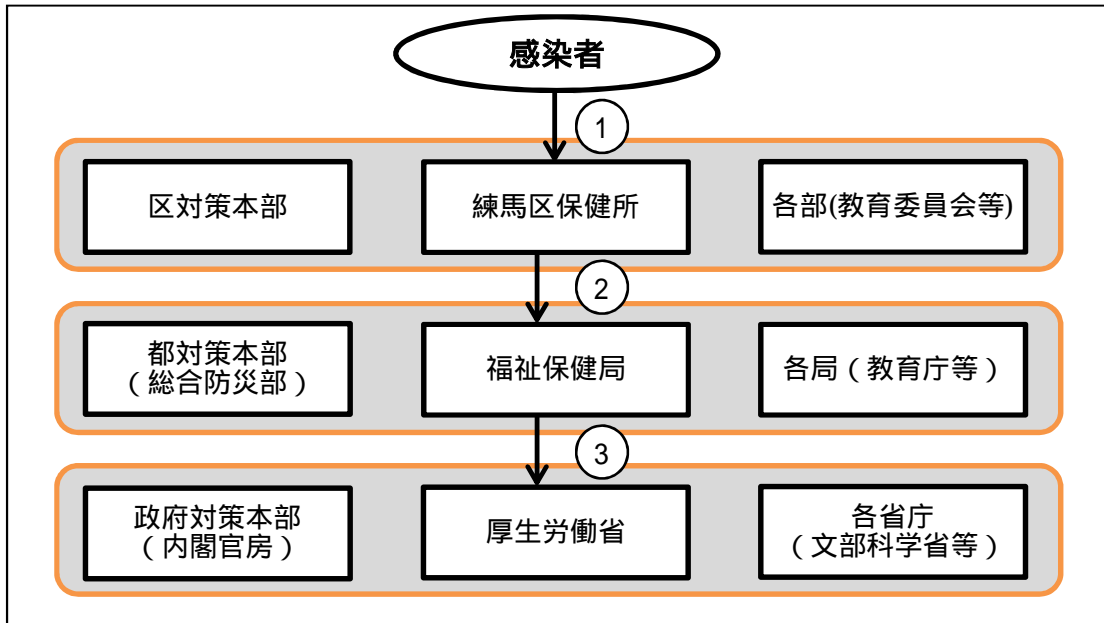
区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなる。このため、WHO、国や都からの情報を区民に迅速かつ正確に伝えることが重要である。

新型インフルエンザ等に関する情報の流れ（国の通知等）



- 1→□2 国対策本部(内閣官房)からの情報の流れ
- 1 厚生労働省からの情報の流れ
- △1→△2 その他の省庁からの情報の流れ
-→ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

新型インフルエンザ等に関する感染者に関する情報の流れ



感染者に関する情報の流れ

(4) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（ 1 ）等を活用して情報の共有を図るとともに、感染症指定医療機関（ 2 ）や感染症診療協力医療機関（ 3 ）との緊急時情報連絡体制を構築する。

1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会で、練馬区は区西部・区西北部ブロックになる。

2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

(5) 関係機関

平常時から、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。

発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各関係機関での対応を依頼する。

3 区民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内および受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都内の保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応を取る。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、都が行う施設の使用制限等の要請または指示について周知する。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、施設出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講座等について、実施方法の変更や延期または中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。

また、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報を共有し、必要な対策を講じる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設および区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型

インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策を実施する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者または催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示する。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

都内発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 学校等における対応

ア 区立学校

発生時には、「学校保健関係事務事業概要」に基づき、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑いまたは罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校の閉鎖について検討する。

イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、都と連携し、臨時休業などの措置をとるよう依頼する。

患者との接触者が関係する地域の学校について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して依頼する。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制

等を勘案し、必要に応じ、臨時休業の検討について依頼する。

ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう依頼する。

(3) 都による施設の使用および催物の開催制限等の要請の周知

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都と連携して、あらかじめ、区民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、区は、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを区民に周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都が施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区に関連団体および委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者および新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県または区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、都、医師会、関係事業所等の協力を得て、接種体制を構築する。

特定接種または緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請または指示を行うよう、都に対し求めることができる。

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所が東京都健康安全研究センターに運び、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝える。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民を

はじめ関係機関に周知する。

発生段階ごとの医療提供体制

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療提供体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定医療機関		一般医療機関への入院または自宅療養		・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用		

(3) 都による医療等の実施の要請等への協力

都は、新型インフルエンザ等の患者または新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所および期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請または指示を行うことができる。区は、都や医師会等と連携して地域全体で医療体制が確保されるように必要な協力を行う。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。区は、都や医師会等と連携し、必要な協力を行う。

7 区民生活および経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活および経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活および経済活動への影響を最小限とするために、都、区、医療機関等、事業者および区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占めおよび売惜しみが生じないよう依頼する。

区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう依頼する。

また、在宅の高齢者、障害者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力を依頼する。

ウ ごみの排出抑制

区による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民および事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

エ 指定公共機関および指定地方公共機関に対する業務継続要請

区民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関および指定地方公共機関が従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、機能が停止することのないよう業務継続の協力依頼を行うとともに、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を行うよう要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。

区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、対面業務をできる限り避ける工夫をしながら、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染拡大防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、警察・消防機能を維持し、区民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

指定公共機関および指定地方公共機関が提供するライフライン機能を維持するため、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

(2) 区民の安全・安心の確保

警察・消防機能を維持するよう、都本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

(3) 区政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わり

継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性および治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

業務区分の考え方		
区分	考え方	主な業務(例示)
A 新たに発生する業務	感染拡大の防止策 危機管理体制上、必要となる業務	相談、保健医療など 新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	区民の生命を守るための業務 都市機能の維持に係る業務 休止すると重大な法令違反となる業務 区政業務維持のための基盤業務	医療、入所施設など 道路管理など 福祉、高齢者対策など 各種システムの維持
C 縮小業務	継続、休止以外の業務 対面業務を中止して、工夫して実施する業務	清掃、許認可、届出・交付、窓口相談業務
D 休止業務	多数の人が集まる施設や業務 その他緊急性を要しない業務	学校、集客施設、研修など 緊急性を要しない管理、調査、一般工事など

職員出勤率100% (A, B, C)

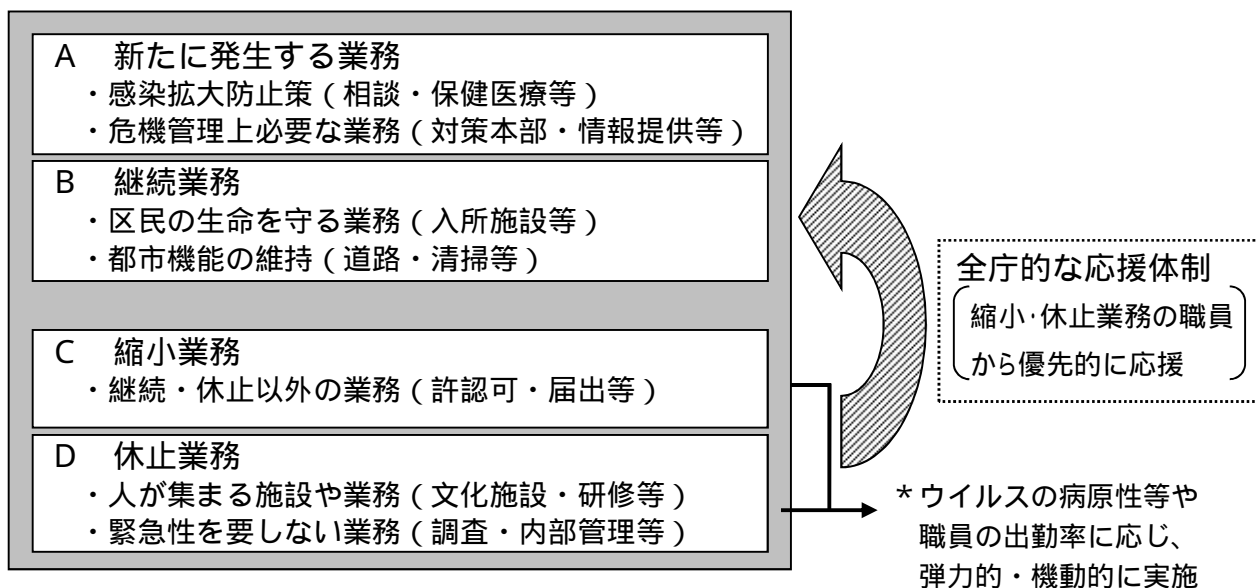
職員出勤率60% (D)

イ 各部の事業継続と応援体制

各部は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応および事業継続のため、各部において業務継続計画や対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康部など保健医療部門において、人員が不足する部に対しては、本部体制の下、各部の業務継続計画による人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

<業務の整理と応援体制>



ウ 区の施設での感染拡大防止策

区の施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

エ 職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

< 緊急事態宣言時の措置 >

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府対策本部が本区を含む地域を対象区域として緊急事態宣言（ 1 ）を行ったときは、国の基本的対処方針（ 2 ）および区行動計画に基づき、必要に応じ、都対策本部等の協力を得ながら以下の措置を講じる。

政府対策本部が緊急事態宣言をした場合、直ちに区対策本部を設置する。ただし、区では国内において患者の発生が認められた場合に、特措法に基づかない区対策本部を設置することとしているため、政府対策本部が緊急事態宣言をした場合は、直ちに特措法に基づく区対策本部に移行する。

新型インフルエンザ等の感染拡大により、区において、その全部または大部分の事務が行えなくなった場合、都に対し、特措法第 38 条に基づく事務の代行を要請する。

また、区が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために、必要があると認められる場合は特措法第 40 条に基づき、都に応援の要請をする。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するために、必要があると認めるときは特措法第 41 条に基づき、他の区市町村に事務の一部を委託する。

なお、政府対策本部が本区を含む地域を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

1 緊急事態宣言（特措法第 32 条）

政府対策本部長が、国民の生命および健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

2 基本的対処方針（特措法第 18 条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

都知事は、特措法第 24 条および第 45 条に基づき、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性および感染力に応じて、次に掲げる措置を、期間および内容について、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、必要最小限となるよう総合的に判断したうえで、適時適切に選択し、要請する。

施設の使用の停止（特措法第 45 条）

感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）

発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）

手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）

施設の消毒（政令第 12 条）

マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）

その他厚生労働大臣が公示するもの

区は、都の要請を区民や施設の管理者に広く周知を図る。

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品もしくは医療機器の製造販売業者または販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市および国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。区は、都や医師会等と連携して必要な協力を行う。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとなる。

4 区民生活および経済活動の安定の確保

(1) 指定公共機関および指定地方公共機関に対する依頼

区民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関および指定地方公共機関が従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が機能を停止することがないように協力依頼するとともに、必要に応じて、都本部長に対し、総合調整を要請する。

(2) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(3) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活および事業活動の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占めおよび売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

- (4) 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援
区は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。
- (5) 埋葬・火葬の特例等
火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。
また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所として使用する。
さらに、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、必要に応じ、遺体の搬送の手配等を実施する。
- (6) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等
国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。
- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

警察・消防機能を維持するよう、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。また、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。